



小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者持続化補助金(一般型)第16回の公募が開始されました。今回の申請は【電子申請】のみであり、GビズID(プライム、メンバー)取得が必須条件となります。

また、商工会による事業支援計画書発行の受付締切が5月20日(月)であり、短期間での申請事務となります。

○補助上限:[通常枠] 50万円

[賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠] 200万円

※インボイス特例対象事業者は、上記金額に 50 万円の上乗せ

○補助率:2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)

○対象経費:機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

事業承継相談と金融相談「一日金融公庫」

今年度から日本政策金融公庫国民生活事業(八戸支店)による一日金融公庫に、事業承継の相談が加わります。事業承継に取り組む方々を、事業承継支援機関と連携しながら、商工会も伴走支援していきます。今年度の一日金融公庫は夏季と冬季の資金調達に向けて開催されます。詳細が決定次第、改めてご連絡いたします。

なお、年間を通して金融相談を商工会では承りますので、お気軽にご連絡ください。

設備貸与制度のご案内

(公財)いわて産業振興センターでは、岩手県内の中小企業が必要とする設備(中古設備を含む)を、長期・低利で貸与(割賦販売)する公的制度を進めています。岩手県の各種制度に該当する企業等に対して優遇措置もあります。

《貸与条件》

- ◆対象企業:岩手県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合、協同組合含む)
- ◆貸付期間:3年~10年(導入設備耐用年数上限)
- ◆貸付限度額:100万円~1億円
- ◆対象設備:自社で使用する事業用の設備(建物除く)
- ◆保証金:貸与額の10%(最終償還時に返済)
- ◆利息(貸与損料):年率1.2% 1.4% 1.6%(固定金利)
- ◆連帯保証人:法人:代表者1名、個人事業者:不要

令和6年6月から定額減税が実施されます

令和6年分の所得税において、定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されます。

◆対象となる方

- ・令和6年分の所得税を納税する居住者(国内に住所を有し、1年以上居所)
- ・令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方
- ・給与収入のみの方は、給与が2,000万円以下の方

◆定額減税額

- ・本人(納税者):30,000円
- ・同一生計配偶者:30,000円
- ・同一生計扶養親族:30,000円/1名あたり
- ・※住民税10,000円も加えると合計40,000円となります。

◆実施方法

- ・給与所得者に係る特別控除は、令和6年6月支払いの給与における、源泉徴収控除額と相殺します。なお、扶養者の異動に際や6月2日以降の雇用した従業員等の特別控除は、年末調整により調整されます。
- ・事業所得者等に係る特別控除は、令和6年分の所得税の確定申告において、所得税の特別控除額が控除されます。

《定額減税の総額》

3万円×4人=12万円

【例①】給料から控除される源泉所得税が2万円、扶養者が3名の場合

令和6年(毎月2万円)	①源泉徴収額	②定額減税の減税額
6月	①-②=0円	2万円
7月	①-②=0円	2万円
8月	①-②=0円	2万円
9月	①-②=0円	2万円
10月	①-②=0円	2万円
11月	①-②=0円	2万円
12月	①-②=2万円	0円

減税終了(11月)

※他に、住民税の特別減額は4万円となります。(1万円×4人)

《定額減税の総額》

3万円×4人=12万円

【例②】給料から控除される源泉所得税が1万円、扶養者が3名の場合

令和6年(毎月2万円)	①源泉徴収額	②定額減税の減税額
6月	①-②=0円	1万円
7月	①-②=0円	1万円
8月	①-②=0円	1万円
9月	①-②=0円	1万円
10月	①-②=0円	1万円
11月	①-②=0円	1万円
12月	①-②=0円	1万円
合計		7万円
年末調整(あるいは確定申告)で還付金		5万円
再計		12万円

※他に、住民税の特別減額は4万円となります。(1万円×4人)